

1 学校の概要、目標、計画

(1) 設置目的

本学院は、学校教育法第124条の規定に基づき、歯科衛生士法による歯科衛生士に必要な知識、技術を習得させ、あわせて豊かな人間性と責任感を涵養し、広く社会に貢献しうる有能な職業人を養成することを目的とする。

(2) 学院長名、所在地、連絡先

学院長 丸山 明美
所在地 三重県津市夢が丘1丁目1番地の17
連絡先 電話 059-233-5700

(3) 学校の沿革、歴史

昭和30年4月 県立准看護学院として発足
昭和34年4月 学科課程を看護婦2年課程に変更、学院の名称を県立高等看護学院と改正
昭和42年4月 保健助産学科増設
昭和46年4月 県立津高等看護学院に改名
昭和49年4月 歯科技工学科を津市鳥居町に新設し保健助産学科を保健学科、助産学科に分離し、三重県立公衆衛生学院として開学
昭和55年4月 歯科衛生学科を津市鳥居町に新設及び看護学科募集中止
昭和56年3月 看護学科閉科
昭和61年3月 保健学科、助産学科閉科、歯科技工学科、歯科衛生学科となる
昭和63年4月 歯科衛生学科、養成所指定規則の改正により修業年限が2年課程に変更
平成9年4月 津市夢が丘に校舎を新築移転し、専修学校の指定をうける
平成22年3月 歯科技工学科閉科
4月 歯科衛生学科3年課程に変更

2 学科等の教育

(1) 入学者数、収容定員、在学生数

学科名 歯科衛生学科
入学定員 30人（推薦入試21人程度、一般入試9人程度）
入学者数 30人（推薦入試22人、一般入試8人）
在学生数 90人

(2) カリキュラム（科目配当表（科目編成・授業時間数）、時間割、使用する教材など授業方法及び内容、年間の授業計画）

1年次 基礎医学を中心に学習し、医療人としての資質を育成します。
2年次 ライフステージ毎に、生涯を通じた継続的な口腔保健管理・予防システム

について、理論的背景を理解し、3年次の臨床実習に繋がります。

3年次 臨床にて理論を実践に展開し、確かな技術の習得、患者対応・症状の考察を学びます。

教育計画

分野	教育内容	単位	時間数	1年	2年	3年
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	268	164	104	
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	86	86		
	歯・口腔の構造と機能	5	92	92		
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	112	112		
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7	174	56	118	
専門分野	歯科衛生士概論	2	32	32		
	臨床歯科医学	10	292	56	236	
	歯科予防処置論	8	256	108	100	48
	歯科保健指導論	7	200	80	120	
	歯科診療補助論	9	304	136	152	16
	臨地・臨床実習	20	900	90	180	630
選択必修分野	(7 選択)	9	266	56	60	150
自己啓発学習		-	360	135	135	90
合計		97	3,342	1,203	1,205	934

時間割

1限	9 : 10 ~ 10 : 40
2限	10 : 50 ~ 12 : 20
3限	13 : 10 ~ 14 : 40
4限	14 : 50 ~ 16 : 20

臨床実習

県内の医療施設等で実習を行います。

(3) 進級、卒業要件等（成績評価基準、卒業・修了の認定基準等）

履修する授業科目の成績評価は、学科試験及び実習成績により評定します。

成績の評価は、優（80点以上）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（60点未満）とし、試験は筆記試験およびその他の審査として、口述試験、実技試験、レポートにより行います。

なお、試験の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上の出席が必要です。

卒業の認定は三重県立公衆衛生学院学則及び同施行細則で定めており、就業年限以

上在学し、かつ授業科目に係る単位を総じて95単位以上習得した学生に対して卒業を認定しています。

(4) 学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等

卒業と同時に医療専門士称号が得られ、歯科衛生士の国家試験受験資格が取得できます。

また、卒業後、4年生大学への編入も可能です。

歯科衛生士として5年以上の業務経験かつ900日以上従事すると、介護支援専門員（ケアマネージャー）の受験資格が得られます。

(5) 資格取得、検定試験合格等の実績

歯科衛生士国家試験

	受験者数	合格者数	合格率
平成29年度	26人	26人	100.0%
平成30年度	30人	29人	96.7%
令和元年度	31人	31人	100.0%
令和2年度	29人	29人	100.0%
令和3年度	31人	31人	100.0%

※令和元年度は既卒者1人含む。

(6) 卒業者数、卒業後の進路（就職者数・主な就職先）

主な就職先

	病院	歯科医院	その他
平成29年度	3人	23人	
平成30年度	2人	28人	
令和元年度	3人	27人	
令和2年度	4人	25人	
令和3年度	2人	29人	

3 教職員（職名別）

職員	事務長		1人
	主幹		1人
教員	専任	教務主任	1人
		主任	3人
		会計年度任用職員	1人
	兼任	非常勤講師	61人

4 キャリア教育・実践的職業教育

歯科衛生学科は平成27年4月に、厚生労働省の教育訓練給付制度における専門実践教育訓練の指定講座（歯科衛生士）に登録されています。

5 さまざまな教育活動・教育環境

(1) 教育活動

主な行事（予定）

4月	入学式、健康診断
5月	
6月	歯と口衛生週間啓発活動、登院式、臨床実習Ⅲ開始
7月	消防訓練、学院祭、前期終講試験
8月	臨床実習Ⅰ-①、夏休み
9月	研修旅行、前期単位認定
10月	
11月	歯科保健大会参加
12月	後期終講試験、臨床実習Ⅰ-①、冬休み
1月	臨床実習Ⅱ開始
2月	臨床実習Ⅰ-②
3月	歯科衛生士国家試験、臨床実習Ⅰ-③、卒業式、後期単位認定

(2) 教育環境

学院内の図書室には、歯科衛生士の養成に必要な歯科に関する医学・予防・保健指導等の専門図書等を約7千冊所蔵し、より専門的な教育の充実に努めています。

6 学生の生活支援

出席状況や模擬試験等の状況に応じて、担任教員及び教務主任の面接指導及び補習を実施しています。

また、生活指導として、遅刻や欠席状況により個別面談等を実施しています。

7 学生納付金・修学支援

(1) 入学料、授業料等の学費（概算）

内訳	明細	1年生	2年生	3年生
入学料	県内居住者	20,000円	-	-
	上記以外の者	60,000円	-	-
授業料	前期 96,000円 後期 96,000円	192,000円	192,000円	192,000円
その他	教科書、実習器具、被服代、 学級費等	350,000円	80,000円	80,000円
	後援会費※	50,000円	50,000円	50,000円
	実習補習材料代※	30,000円	30,000円	30,000円
合計	県内居住者	642,000円	352,000円	352,000円
	上記以外の者	682,000円	352,000円	352,000円

※は公衆衛生学院後援会が徴収します。

教科書、実習器具、被服代は年度により金額の変動があります。

(2) 就学支援

本学院は、「大学等の修学の支援に関する法律」による修学支援の対象機関としての確認を受けており、独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学金制度を利用できるとともに、支援区分に応じて入学料及び授業料の減免を受けることができます。

また、三重県立公衆衛生学院条例により、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯等の授業料の減免制度があります。

さらに、主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする厚生労働省の教育訓練給付制度の専門実践教育訓練の指定講座（歯科衛生士）に登録されており、一定の条件を満たす方は授業料等の経費に対する給付が受けられます。

8 学校評価

(1) 自己評価

三重県立公衆衛生学院自己評価結果を学院ホームページで公表。

(2) 学校関係者評価

三重県立公衆衛生学院学校関係者評価結果を学院ホームページで公表。

9 学則

三重県立公衆衛生学院学則

第1章 総 則

(設置目的)

第1条 本学院は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の規定に基づき、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士に必要な知

識・技術を習得させ、あわせて豊かな人間性と責任感を涵養し、広く社会に貢献しうる有能な職業人を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、三重県立公衆衛生学院(以下「学院」という)と称する。

(位置)

第3条 学院は三重県津市夢が丘1丁目1番地の17に置く。

(設置者)

第4条 学院は三重県知事が設置する。

(課程、学科、修業年限及び入学定員)

第5条 学院の課程は医療専門課程、学科は歯科衛生学科、修業年限は3年、入学定員は30人、学級数は3とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より3月31日まで

3 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学院創立記念日(4月1日)

(4) 前各号に掲げるもののほか、三重県立公衆衛生学院長(以下「学院長」という)が定める日

(5) その他、学院長が特に必要と認めた日

4 学院長は、教育上特に必要があると認めたときは、前項第1号及び第2号に規定する休日であっても、授業を課することができる。

(始業、終業の時刻)

第7条 始業及び終業を下記のとおりとする。ただし、学院長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

区 分	始 業	終 業
平 日	午前9時10分	午後4時20分

第3章 教 育 課 程

(学科課程及び時間数)

第8条 学科課程を別表1のとおり定める。

2 実習については、病院・診療所・歯科診療所以外に、特別支援学校・保育所・保健所・介護老人保健施設等において履修する。

3 履修方法については、別に定める。

第4章 教育課程の終了及び卒業の認定

(学業成績)

第9条 学業成績は、学科試験及び実習成績により評定する。成績の評価は以下とする。

- 優 (80点以上)
- 良 (70～79点)
- 可 (60～69点)
- 不可 (60点未満)

(試験)

第10条 学院長は、各教科目につき随時試験(終講試験)を行う。試験は筆記試験およびその他の審査として、口術試験、実技試験、レポートによる場合もある。

- 2 試験所要時間は原則として50分とする。
- 3 不正行為者は当該科目の試験を無効とする。

(受験資格)

第11条 前条の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

(補習)

第12条 やむを得ない事由により、授業科目毎の出席時間数が学院長の定める時間数に満たない場合は、補習願(第1号様式)を提出し、必要な補習を行ったうえでなければ受験することができない。

- 2 補習は、以下の場合認める
 - (1) 本人の病気または負傷(受診、診断書提出)
 - (2) 近親者の葬儀(会葬礼状など提出)
 - (3) 不慮の事故または災害(事故証明、被災証明提出)
 - (4) その他、学院長がやむを得ないと認めた場合(理由書提出)

(合格点)

第13条 試験の成績は各教科目100点満点とし、60点以上を合格とする。

(再試験)

第14条 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。ただし機会は2回とする。

- 2 再試験を受ける者は再試験(追試験)願(第2号様式)を提出し、学院長の許可を受けなければならない。
- 3 再試験の期日は別に定める。

(追試験)

第15条 試験を欠席しようとする者は、あらかじめ終講試験欠席届(第3号様式)を学院長に提出するものとし、試験を欠席する事由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受ける者は再試験(追試験)願(第2号様式)を提出し、学院長の許可を受けなければならない。
- 3 追試験の受験は、以下の場合認める。
 - (1) 本人の病気または負傷(受診、診断書提出)
 - (2) 近親者の葬儀(会葬礼状など提出)
 - (3) 不慮の事故または災害(事故証明、被災証明提出)
 - (4) その他、学院長がやむを得ないと認めた場合(理由書提出)

4 追試験の期日は別に定める。

(卒業の認定)

第16条 卒業の認定は修業年限以上在学し、かつ授業科目に係る単位を総じて95単位以上修得した学生に対して、教務委員会の議を経て学院長が行う。

(単位の修得)

第16条の2 授業科目(臨地実習を除く)の随時試験、及び臨地実習の成績が合格点に達した者は、それぞれ所定の単位を修得するものとする。単位は試験の他に、出席状況および授業態度を総合して認定する。

2 大学、高等専門学校、歯科衛生士その他の学校並びに養成所(以下「大学等」という)在学経験者より単位認定申請があった場合、学院長は学習内容を評価し、別表1(3年制課程表)に定める授業科目に相当するものと認められた場合は、修得すべき全単位の2分の1までを限度として、認定することができる。

3 修得単位認定希望者は、入学手続き後2週間以内に関係書類(成績証明書)にシラバスを添えて提出する。

4 第27条1項の規定により転入学を許可された者の、在学等において修得した授業科目(その内容が学院の授業科目の内容に相当するものと認められるものに限る)に係る単位は、第1項の規定にかかわらず、学院において修得した授業科目に相当する単位とみなす。

(専門士)

第16条の3 歯科衛生学科の課程を修了した者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

(国家試験受験資格)

第16条の4 卒業の認定を受けた者は、歯科衛生士国家試験の受験資格を有する。

(卒業証書)

第17条 学院長は、所定の教育課程を終了したと認める者に、卒業証書(第4号様式)を授与する。

第5章 入学、休学、退学及び転入学等

(入学時期)

第18条 入学時期及び進級の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 学院に入学する資格のある者は、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(入学志願手続)

第20条 本学院に入学しようとする者は、入学願書(三重県立公衆衛生学院条例施行規則(以下「規則」という)第1号様式)に所定の書類及び受験手数料を添えて、学院長に提出しなければならない。

(入学試験及び合格)

第21条 学院に入学を志願する者には、入学試験を行う。入学試験の期日、試験科目及び出願期間、その他入学試験について必要な事項は、毎年度学院長が定める。

2 入学志願者に対しては、選考試験を行い、その成績を総合して教務委員会の議を経て学院長が入学を許可する。

(入学手続)

第22条 学院に入学を許可された者(以下「学生」という。)は、指定の期日までに保証人2人の連署した誓約書(規則第2号様式)、住民票、条例第6条2項2に指定する入学料を、学院長に提出しなければならない。

2 前項の手続を怠った時、または入学期日に許可なく出席しない場合は、入学許可を取り消すことがある。

3 第1項に規定する保証人は、独立の生計を営み、学生の身上に関して責任を負うことのできる成年者でなければならない。

4 学生が未成年者であるときは、前項の保証人のうち1人は親権者、または後見人でなければならない。

(異動の届出)

第23条 保証人を変更したときは保証人変更届(第5号様式)を、学生及び保証人の姓名又は住所に変更のあった場合は、姓名変更届(第6号様式)又は住所変更届(第7号様式)を、事由が発生した日から7日以内に学院長に提出しなければならない。

(欠席)

第24条 学生が欠席する場合は、欠席届(第8号様式)を学院長に提出しなければならない。ただし病気により一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第25条 学生が休学する場合は休学願(第9号様式)を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気の場合は、必要に応じ医師の診断書を添付する。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、学院長が特別の理由があると認めた場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

(復学)

第26条 学生が復学する場合は、復学願(第10号様式)を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、病気による休学の場合は、必要に応じ医師の診断書を添付する。

2 前項の場合は、休学時の学年に編入する。

(転入学)

第27条 学院長は転入学を希望する者があったときには、当該学科、学年に欠員がある場合に限り、試験又は選考により転入学を許可することができる。

2 前項の転入学を希望する者は、第22条に規定する入学手続きのうち、現に在学する学校等養成施設の在学証明書・成績証明書および意見書を、学院長に提出しなければならない。

3 転入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(在学期間)

第28条 在学期間は、修業年限の2倍以内とする。

(退学)

第29条 学生が退学しようとする場合は、退学願(第9号様式)を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。その理由が病気によるときは、必要に応じ医師の診断書を添えなければならない。

(受験手数料、入学料及び授業料)

第30条 受験手数料、入学料および授業料については、三重県立公衆衛生学院条例(以下「条例」という。)に定めるところによる。

(入学料及び授業料の減免)

第31条 条例第8条第1項による減免については、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の定めによることによる。

2 三重県立公衆衛生学院施行規則(以下「規則」という。)第10条第1項による授業料の減免を希望する者は、授業料減免申請書(第11号様式)に家庭状況調査書(第12号様式)及び必要書類(規則第10条第1項の事由を証明するもの)を添付して、指定された期日までに学院長に申請しなければならない。

3 規則第10条第2項による減免額は、授業料の2分の1とする。ただし、条例第8条第1項に規定する授業料等減免対象者および規則第10条第1項第3号の者のうち、災害による者の授業料は免除することができる。

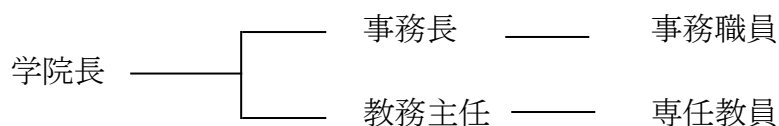
4 修業年限で卒業できないことが確定した者のうち、災害、疾病、その他やむを得ない事由があると認められない者の減免は行わない。また、正規の手続きにより休学した者の減免期間は、修業年限に相当する月数までとする。

5 懲戒処分を受けた者の減免は取消すことができる。

第7章 教 職 員 の 組 織

(教職員)

第32条 学院には次の職員を置く。



第8章 委 員 会

(教務委員会)

第33条 学院には、適正に教務運営するために教務委員会を置く。

2 教務委員会に関する必要事項は別に定める。

(運営委員会)

第34条 学院には、適正に管理運営するために運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要事項は別に定める。

第9章 賞 罰

(表彰)

第35条 学院長は、学業成績および人物が優秀で、他の学生の模範になると認められた者を表彰することができる。

(懲戒)

第36条 学院長は、学則その他の規程に違反し、または学生の本分に反する行為があった者は、教務委員会の議を経て、その学生を懲戒することができる。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 素行不良で、改しゅんの見込みがないと認められる者
- (2) 病気または成績不良で、卒業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて、引き続き1カ月以上欠席した者
- (4) 本学院に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者

第10章 健康管理

(健康診断)

第37条 学院長は、学生の健康保持及び疾病の早期発見のため、毎年1回以上健康診断を行う。

第11章 雑則

(雑則)

第38条 この学則の施行に関し、必要な事項は学院長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 施行日前に改正前の三重県立公衆衛生学院学則による歯科衛生学科に在籍する者（以下「旧歯科衛生学科に在籍者」という）が、施行日後に歯科衛生学科に在籍しなくなるまでの間、旧歯科衛生学科の在籍者に係る終業年限、授業年限、単位数及び授業時間数、単位取得並びに進級及び卒業については、改正前の三重県立公衆衛生学院学則第5条、第8条、第28条2及び別表2の規定は、その効力を有する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。